

昭和十六年一月二十日

陸軍省檢閱濟

戰陣訓

陸訓第一號

本書ヲ戰陣道德昂揚ノ資ニ供スベシ

昭和十六年一月八日

陸軍大臣 東條英機

戰陣訓

目次

序

本訓 其の一

本訓 其の二

本訓 其の三

第一 戰陣の戒

第二 戰陣の暗

結

戰陣訓

序

夫れ戰陣は、大命に基き、皇軍の神道を發揮し、攻むれば必ず取り、戦へば必ず勝ち、遍く皇道を宣布し、敵をして仰いで御役威の尊嚴を感銘せしむる處なり。されば戰陣に臨む者は、深く皇國の使命を體し、堅く皇軍の道義を持し、皇國の威徳を四海に宣揚せんことを期せざるべからず。

惟ふに軍人精神の根本義は、畏くも軍人に賜はりたる勅諭に炳乎として明かなり。而して戰陣並に訓練等に關し準據すべき要諦は、又典令の綱領に教示せられたり。然るに戰陣の環境たる、兎もすれば眼前の事象に捉はれて大本を逸し、時に其の行動軍人の本分に戻るが如きことなしとせず。深く慎まざるべけんや。乃ち既往の経験に鑑み、常に戰陣に於て勅諭を仰ぎて之が服行の完璧を期せむが爲、具體的行動の憑據を示し、

以て皇軍道義の昂揚を圖らんとす。是戰陣訓の本旨とする所なり。

本訓 其の一

第一 皇國

大日本は皇國なり。萬世一系の天皇上に在しまし、皇國の皇謨を紹繼して無窮に君臨し給ふ。皇恩萬民に遍く、聖徳八紘に光被す。臣民亦忠孝身武祖孫相承け、皇國の道義を宣揚して天業を翼賛し奉り、君民一體以て克く國運の隆昌を致せり。

戰陣の將兵、宜しく我が國體の本義を體得し、牢固不拔の信念を堅持し、誓つて皇國守護の大任を完遂せんことを期すべし。

第二 皇軍

皇軍は天皇統帥の下、神武の精神を體現し、以て皇國の威徳を顯揚し皇運の扶翼に任ず。一常に大御心を奉じ、正にして武、武にして仁、克く世界の大和を現するものは神武の精神なり。武は嚴なるべし仁は遍きを要す。苟も皇軍に抗する敵あらば、烈々たる武威を振ひ所乎之を擊碎すべし。假令峻嶮の威克く敵を屈服せしむとも、服するは望たず従ふは意し

むの徳に缺くるあらば、未だ以て全しとは言ひ難し。武は靡らず仁は飾らず、自ら溢るるを以て尊しとなす。皇軍の本領は恩威並び行はれ、遍く御稜威を仰がしむるに在り。

### 第三 軍紀

皇軍軍紀の神髓は、畏くも大元帥陛下に對し奉る絶對隨順の崇高なる精神に在す。

上下齊しく統帥の尊嚴なる所以を感銘し、上は大權の承行を謹嚴にし、下は謹んで服従の至誠を致すべし。盡忠の赤誠相結び、脈絡一貫、全軍一令の下に寸毫紊るるなきは、是戰捷必須の要件にして、又實に治安確保の要道たり。

特に戰陣は、服従の精神實踐の極致を發揮すべき處とす。死生困苦の間に處し、命令一下欣然として死地に投じ、黙々として以身服行の實を擧ぐるもの、實に我が軍人精神の精華なり。

### 第四 團結

軍は、畏くも大元帥陛下を頭首と仰ぎ奉る。渾き卑慮を靜し、忠誠の至

情に和し、舉軍一心一體の實を致さざるべからず。

軍隊は統率の本義に則り、隊長を核心とし、鞏固にして而も和氣藹々たる團結を固成すべし。上下各々其の分を嚴守し、常に隊長の意圖に従ひ誠心を他の腹中に置き、生死利害を超越して、全體の爲己を没するの覺悟なかるべからず。

#### 第五 協同

諸兵心を一にし、己の任務に邁進すると共に、全軍戰捷の爲欣然として没我協力の精神を發揮すべし。

各隊は互に其の任務を重んじ、名譽を尊び、相信じ相援け自ら進んで苦難に就き、協力協心相携へて目的達成の爲力闘せざるべからず。

#### 第六 攻撃精神

凡そ戰鬪は勇猛果敢、常に攻撃精神を以て一貫すべし。

攻撃に方りては果斷積極機先を制し、剛毅不屈、敵を粉碎せずんば已まざるべし。防禦又克く攻勢の銳氣を包蔵し、必ず主動の地位を確保せよ。陣地は死すとも敵に委すること勿れ。追撃は斷々乎として飽く迄も徹底

的なるべし。

勇進邁進百事懼れず、沈著大膽難局に處し、堅忍不拔困苦に克ち、有ゆる障碍を突破して一意勝利の獲得に邁進すべし。

#### 第七 必勝の信念

信は力なり。自ら信じ毅然として戦ふ者常に克く勝者たり。必勝の信念は千回必死の訓練に生ず。須く寸暇を惜しみ肝膽を碎き、必ず敵に勝つゝの實力を涵養すべし。

勝敗は皇國の隆替に關す。光輝ある軍の歴史に鑑み、百戦百勝の傳統に對する己の責務を銘肝し、勝たずば斷じて已むべからず。

本訓 其の二

#### 第一 敬神

神靈上に在りて照覽し給ふ。

心を正し身を修め篤く敬神の誠を捧げ、常に忠孝を心に念じ、仰いで神明の加護に恥ぢざるべし。

#### 第二 孝道

忠孝一本は我が國道義の精粹にして、忠誠の士は又必ず純情の孝子なり。戦陣深く父母の志を傳して、克く盡忠の大義に徹し、以て祖先の遺風を顕彰せんことを期すべし。

### 第三 敬禮舉措

敬禮は至純なる服従心の發露にして、又上下一致の表現なり。戦陣の間特に嚴正なる敬禮を行はざるべからず。禮節の精神内に充溢し、舉措謹嚴にして端正なるは強き武人たるの證左なり。

### 第四 戦友道

戦友の道義は、大義の下死生相結び、互に信賴の至情を致し、常に切磋琢磨し、緩急相救ひ、非違相戒めて、俱に軍人の本分を完うするに在り。

### 第五 率先品行

幹部は熱誠以て百行の範たるべし。上正しからざれば下必ず紊る。戦陣は實行を尙ぶ。躬を以て衆に先んじ毅然として行ふべし。

第六 責任

任務は神聖なり。責任は極めて重し。一業一務忽せにせず、心魂を傾注して一切の手段を盡くし、之が達成に遺憾なきを期すべし。責任を重んずる者、是眞に戰場に於ける最大の勇者なり。

第七 死生観

死生を貫くものは崇高なる献身奉公の精神なり。生死を超越し一意任務の完遂に邁進すべし。身心一切の力を盡くし、従容として悠久の大義に生くることを悦びとすべし。

第八 名を惜しむ

恥を知る者は強し。常に郷黨家門の面目を思ひ、愈々奮勵して其の期待に答ふべし。一生きて虜囚の辱を受けず、死して罪禍の汚名を残すこと勿れ。

第九 質實剛健

質實以て陣中の起居を律し、剛健なる士風を作興し、旺盛なる志氣を漲起すべし。



陣中の生活は簡素ならざるべからず。不自由は常なるを思ひ、毎事節約に努むべし。奢侈は勇猛の精神を蝕むものなり。

#### 第十 清廉潔白

清廉潔白は、武人氣節の由つて立つ所なり。己に克つこと能はずして物慾に捉はるる者、争でか皇國に身命を捧ぐるを得ん。身を持するに冷厳なれ。事に處するに公正なれ。行ひて俯仰天地に愧ぢざるべし。

#### 本訓 其の三

##### 第一 戦陣の戒

- 一 一瞬の油断、不測の大事を生ず。常に備へ敵に警めざるべからず。敵及住民を輕侮するを止るよ。小成に安んじて勇を厭ふこと勿れ。不注意も亦災禍の因と知るべし。
- 二 軍機を守るに細心なれ。諜者は常に身邊に在り。
- 三 哨兵は重大なり。一軍の安危を擔ひ、一隊の軍紀を代表す。宜しく身を以て其の重きに任じ、嚴肅に之を服行すべし。哨兵の身分は又深

く之を尊重せざるべからず。

四 思想戦は現代戦の重要な一面なり。皇國に對する不動の信念を以て、敵の宣傳欺騙を破摧するのみならず、進んで皇運の宣布に勉むべし。

五 流言蜚語は信念の弱きに生ず。惑ふこと勿れ、動ずること勿れ。皇軍の實力を確信し、篤く上官を信頼すべし。

六 蠶産、敵資の保護に留意するを要す。一徴發、押収、物資の燬滅等は總て規定に従ひ、必ず指揮官の命に依るべし。

七 皇軍の本義に鑑み、仁恕の心能く無辜の住民を愛護すべし。

八 戦陣苟も酒色に心奪はれ、又は忿情に驅られて本心を失ひ、皇軍の威信を損じ、奉公の身を過るが如きことあるべからず。深く戒慎し、斷じて武人の清節を汚さざらんことを期すべし。

九 怒を抑へ不満を制すべし。一怒は敵と思へ」と古人も教へたり。

一瞬の激情悔を後日に残すこと多し。

軍法の峻嚴なるは特に軍人の榮譽を保持し、皇軍の威信を完うせんが爲

なり。常に出征當時の決意と感激とを想起し、遙かに思を父母妻子の眞情に馳せ、假初にも身を罪科に曝すこと勿れ。

第二 戦陣の嗜

一 尙武の傳統に培ひ、武徳の涵養、技能の練磨に勉むべし。

「毎事退慮する勿れ」とは古き武將の言葉にも見えたり。

二 後顧の憂を絶ちて只管奉公の道に励み、常に身邊を盛へて死後を清くする嗜を肝要とす。

屍を戦野に曝すは固より軍人の覺悟なり。縱ひ遺骨の返らざることあるも、敢て惹とせざる様豫て家人に含め置くべし。

三 戦陣病處に斃るるは遺憾の極なり。特に衛生を重んじ、己の不節制に因り奉公に支障を來すが如きことあるべからず。

四 刀を魂とし馬を寶と爲せる古武士の嗜を心とし、戦陣の間常に兵器資材を尊重し、馬匹を愛護せよ。

五 陣中の徳義は戦力の因なり。常に他除の便益を思ひ、宿舍、物資の獨占の如きは慎むべし。「立つ鳥跡を濁さず」と言へり。雄々しく床

しき皇軍の名を、異郷邊土にも永く傳へられたきものなり。

六 總じて武勳を誇らず、功を人に譲るは武人の高風とする所なり。

他の榮達を嫉まず己の認められざるを恨まず、省みて我が誠の足らざるを思ふべし。

七 諸事正直を旨とし、誇張虚言を恥とせよ。

八 常に大國民たるの襟度を持し、正を踐み義を貫きて皇國の成風を世界に宣揚すべし。國際の儀禮亦輕んずべからず。

九 萬死に一生を得て歸還の大命に浴することあらば、具に忠心を護國の英靈に致し、言行を慎みて國民の範となり、愈々奉公の覺悟を固くすべし。

結

以上述ぶる所は、悉く勅諭に發し、又之に歸するものなり。されば之を戰陣道義の實踐に資し、以て聖諭服行の完璧を期せざるべからず。

戰陣の將兵、須く此の趣旨を體し、愈々奉公の至誠を擡んで、克く軍人の本分を完うして、皇恩の深きに答へ奉るべし。

文書頒布ニ關スル證明書

自分ハ復員廳第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處茲ニ添付セル日本語ニ依リ印刷セラレ三十二頁ヨリ成ル戰障訓ハ昭和十六年一月八日陸訓第一號ヲ以テ陸軍將兵ニ頒布セラレタル文書ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年一月六日

於東京

第一復員局文書課長 美山 要 藏  
右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日於同所

立會人

田中 敏 二

文書成立ニ關スル證明書

自分ハ復員廳第一復員局文書課長ノ職ニ居ル者ナル處、茲ニ添付セル日本語ニ依リ印刷セラレ三十二頁ヨリ成ル戰陣訓ト題スル印刷物ハ日本政府(陸軍省)ノ編纂發行ニ係ル文書ノ一ナルコトヲ證明ス

昭和二十二年一月三十一日

於東京

第一復員局文書課長 美山要 藏

右署名捺印ハ自分ノ面前ニ於テ爲サレタルモノナルコトヲ證明ス

同日 於 同 所

立會人

田中敬二